



# 宮 崎 県 公 報

令和元年6月10日(月曜日) 第11号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 規 則

○知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則……………(水産政策課) 1

### 公 告

頁

○土地改良区の定款変更の認可(4件)……………(農村整備課) 2

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 2

○落札者等の公告(3件)…………… 3

### 正 誤

○平成31年2月28日付け県公報(第3076号)中…………… 3

○平成31年3月11日付け県公報(第3079号)中…………… 4

## 規 則

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第2号

#### 知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則(平成30年宮崎県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(告示)</p> <p>第3条 知事は、管理期間ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、直ちにその旨を告示するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 小型魚又は大型魚の採捕の数量が、県計画に定める小型魚又は大型魚に係る期間別の採捕の割当量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(採捕の停止)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 知事が前条の規定により同条第3号に該当する旨の告示をしたときは、当該告示の日の翌日から同日の属する期間の末日まで又は同条第3号の告示の際に知事が別に定める日までの間、県計画の対象となる<u>定置漁業及び漁船漁業等</u>を営む者並びに遊漁者は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。</p>	<p>(告示)</p> <p>第3条 知事は、管理期間ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、直ちにその旨を告示するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 小型魚又は大型魚の<u>採捕の数量(定置漁業による採捕の数量を除く。)</u>が、県計画に定める小型魚又は大型魚に係る<u>漁船漁業等の期間別の採捕の割当量</u>を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。</p> <p>(4) 小型魚又は大型魚の<u>採捕の数量(定置漁業による採捕の数量に限る。)</u>が、県計画に定める小型魚又は大型魚に係る<u>定置漁業の期間別の採捕の割当量</u>を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(採捕の停止)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 知事が前条の規定により同条第3号に該当する旨の告示をしたときは、当該告示の日の翌日から同日の属する期間の末日まで又は同条第3号の告示の際に知事が別に定める日までの間、県計画の対象となる<u>漁船漁業等</u>を営む者及び遊漁者は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。</p> <p>4 知事が前条の規定により同条第4号に該当する旨の告示をしたときは、当該告示の日の翌日から同日の属する期間の末日まで又は同条第4号の告示の際に知事が別に定める日までの間、<u>県計画の対象となる定置漁業を営む者は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。</u></p>

4 知事が前条の規定により同条第4号に該当する旨の告示をしたときは、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間、県計画の対象となる定置漁業及び漁船漁業等を営む者並びに遊漁者は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

5 知事が前条の規定により同条第5号に該当する旨の告示をしたときは、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間、県計画の対象となる定置漁業及び漁船漁業等を営む者並びに遊漁者は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、尾鈴土地改良区(川南町)から平成31年3月25日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年6月10日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、小丸川土地改良区(高鍋町)から平成31年4月5日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年6月10日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により

、宮崎市生目土地改良区(宮崎市)から平成31年4月12日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年6月10日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、都城盆地土地改良区(都城市)から平成31年4月12日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年6月10日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和元年6月10日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-26)第404号	前田建設(株)	前田 俊郎	宮崎県串間市大字南方1880-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業	平成31年4月15日付けで廃業した旨の届け	平成31年4月15日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第6824号	(株)天照土木	首藤 昌功	宮崎県延岡市川島町903	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業	平成31年4月5日付けで廃業した旨の届け	平成31年4月5日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第9315号	松田アルミ建材	松田 満寿	宮崎県延岡市塩浜町3-1769-16	一般	建具工事業	平成31年4月9日付けで廃業した旨の届け	平成31年4月9日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第12702号	宮崎センコーアポロ(株)	古屋敷 芳弘	宮崎県延岡市大武町39-84	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成31年4月2日付けで廃業した旨の届け	平成31年4月2日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第13310号	(恰)川崎工業	川崎 宏人	宮崎県日向市亀崎4-131-4	一般	とび・土工工事業	平成31年4月18日付けで廃業した旨の届け	平成31年4月18日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第13473号	(株)GEORGE CLOVER	竹内 智成	宮崎県宮崎市江南4-7-2	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	平成31年4月26日付けで廃業した旨の届け	平成31年4月26日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第13492号	西原工業	西原 文次	宮崎県都城市高崎町縄瀬3142-7	一般	大工工事業、とび・土工工事業	平成31年4月2日付けで廃業した旨の届け	平成31年4月2日(全廃業)
宮崎県知事許可	田尻建設(有)	田尻 靖法	宮崎県延岡	一般	土木工事業、とび・土	平成31年4月	平成31年4月9日

(般-28)第 11503号			市野地町1 -2504-2		工工事業、石工事業、 タイル・れんが・ブロ ック工事業、鋼構造物 工事業、舗装工事業、 しゅんせつ工事業、水 道施設工事業	9日付で廃 業した旨の届 け	(一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-29)第 12382号	(株)井園組	井園 和見	宮崎県東諸 県郡国富町 大字木脇32 80	一般	建築工事業	平成31年4月 26日付で廃 業した旨の届 け	平成31年4月26日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-26)第 12637号	辻左建	辻 敦史	宮崎県日向 市伊勢ヶ浜 95-1	一般	タイル・れんが・ブロ ック工事業	平成31年4月 25日付で廃 業した旨の届 け	平成31年4月25日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-29)第 13087号	(株)総建	水野 賢一	宮崎県宮崎 市瀬頭2- 7-26 サ ンコーポ21 1F	一般	土木工事業、石工事業 、鋼構造物工事業、舗 装工事業、しゅんせつ 工事業、水道施設工事 業	平成31年4月 3日付で廃 業した旨の届 け	平成31年4月3日 (一部廃業)

**落札者等の公告**

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
宮崎県サーバ管理業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当  
宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
宮銀コンピューターサービス株式会社  
宮崎市高千穂通1丁目5番14号
- 5 随意契約に係る契約金額  
95,028,360円
- 6 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定め  
る政令(平成7年11月1日政令第372号)第11条第1項第2号

**落札者等の公告**

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
宮崎県サーバ統合基盤提供業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県総合政策部情報政策課ICT推進担当  
宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社Q T n e t  
福岡県福岡市中央区天神1丁目12番20号
- 5 随意契約に係る契約金額  
185,300,000円

**6 随意契約による理由**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定め  
る政令(平成7年11月1日政令第372号)第11条第1項第2号

**落札者等の公告**

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

令和元年6月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
実大強度試験機 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東  
2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年5月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
マルタニ試工株式会社 鹿児島支店 鹿児島県鹿児島市西田三  
丁目5番19号
- 5 落札金額  
48,060,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成31年4月18日

**正 誤**

平成31年2月28日付け県公報(第3076号)中

ページ	段	行	誤	正
1	左	49 ～ 50	2 立木の伐採の限 度並びに植栽の方 法・期間及び樹種 次のとおりとす る。	2 立木の伐採の限 度 次のとおりと する。
			(1) 次の森林につい	(1) 主伐は、択伐に

1	右	16	ては、主伐は、択伐による。	よる。					る。
1	右	21 ～ 22	2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のおりとする。	2 立木の伐採の限度 次のおりとする。					

平成31年3月11日付け県公報(第3079号)中

ページ	段	行	誤	正
3	右	17 ～ 18	2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のおりとする。	2 立木の伐採の限度 次のおりとする。
3	右	24	(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。	(1) 主伐は、択伐による。
3	右	29 ～ 30	2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のおりとする。	2 立木の伐採の限度 次のおりとする。
3	右	52 ～ 53	2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のおりとする。	2 立木の伐採の限度 次のおりとする。
4	左	6	(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。	(1) 主伐は、択伐による。
4	左	11 ～ 12	2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のおりとする。	2 立木の伐採の限度 次のおりとする。
4	左	18	(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。	(1) 主伐は、択伐による。
4	左	23 ～ 24	2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のおりとする。	2 立木の伐採の限度 次のおりとする。